

表彰規約

高知県小中学校PTA連合会

第 1 条 この規程は、高知県小中学校PTA連合会（以下「県P」と称す）会則第3条第7項に基づきこれを定める。

（受賞者の選考基準）

第 2 条 多年PTA活動に従事し、その功績顕著なるものであって、各地区PTA連合会より申請を受け、県P表彰審査委員会において決定した者。

（表彰者数）

第 3 条 表彰者数は別表①を原則とする。

（表彰方法）

第 4 条 表彰は表彰状を授与し、又は感謝状を贈呈して行う。
ただし、記念品を贈呈することができる。表彰状は高知県教育長、県P会長の連名で表彰する。

（表彰審査委員会の構成）

第 5 条 表彰審査委員会は、本会の役員と、高知県教育委員会代表者によって構成する。

（表彰の時期）

第 6 条 毎年県P研究集会又は代議員会において行うことを原則とする。
ただし、特別な事情がある場合は臨時にこれを行うことができる。

（申請者の提出）

第 7 条 表彰申請の提出期限は、役員会で決める。申請書の様式は別表②によるものとする。

付 則 この規程は、昭和49年11月 8 日付で改正する。

昭和61年 6 月12日一部改正

令和 元年 6 月 1 日一部改正

令和 4年 6 月 4 日一部改正

別表①

表彰者数

地 区	表彰者数	地 区	表彰者数	地 区	表彰者数
幡 多	3人	吾 川	3人	香美・香南	3人
高 岡	3	土長南国	3	安 芸	3
				計	18